

○国立大学法人筑波大学におけるライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価として取得する株式等取扱規程

〔平成30年1月25日〕
〔法人規程第8号〕

改正 平成30年法人規程第59号

国立大学法人筑波大学におけるライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価として取得する株式等取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第10条、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号。以下「外部資金研究取扱規則」という。）第10条及び国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号。以下「財産管理規則」という。）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における大学発ベンチャーの育成に資することを目的として、法人の研究成果に係るライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価を現金に代えて株式等で取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権 知的財産規則第2条第1項各号に規定する権利をいう。
- (2) ライセンス等 知的財産権の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。
- (3) 研究経費等 外部資金研究取扱規則第1条に規定する研究経費等のうち、学術指導に要する経費をいう。
- (4) 財産貸付 財産管理規則第2条第1号に規定する財産をいう。
- (5) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (6) 大学発ベンチャー 株式会社形態による企業であり、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法人の職員、学生等が法人における教育研究の成果として法人が所有する知的財産権をもとに起業したもの
 - イ ア以外の法人で達成された研究成果又は習得した技術に基づいて起業したもの
 - ウ 法人の職員、学生等が設立者となる又はその設立に深く関与する等して起業したもの（ただし、職員、学生等が退職、卒業等した場合については、設立まで他の職に就かなかった場合又は退職及び卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。）
 - エ 法人、法人が関係するTLO又は法人が関係するベンチャーキャピタルが設立に際して

出資をしたもの

(株式等の取得)

第3条 ライセンス等、研究経費等又は財産貸付の対価として株式等を取得することができるのは、契約を行う相手が大学発ベンチャーであり、かつ当該大学発ベンチャーが対価の全額又は一部を現金で支払うことが困難な場合とする。

(審査)

第4条 株式等の取得の審査は、法人が大学発ベンチャーから株式等による支払いの申込みを受けた場合において、国際産学連携本部（国際産学連携本部規程（平成26年法人規程第46号）第1条に規定するものをいう。）が行う。

- 2 国際産学連携本部は、当該大学発ベンチャーの財務状況その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を踏まえ、その取得の可否について審査を行うものとする。
- 3 国際産学連携本部の本部長は、前項の審査結果について、学長に報告するものとする。

(取得の決定)

第5条 学長は、前条第3項の審査結果に基づき、株式等の取得の可否について決定する。

- 2 前項の規定により株式等の取得を決定した場合、株式等の取得について規定した契約書を取り交わし、当該株式等を取得するものとする。

(補償金の配分)

第6条 ライセンス等の対価として株式等を取得した場合における当該発明者等への補償金については、知的財産規則第6条の規定を準用する。この場合において、「収入を得た場合」とあるのは、「株式等を取得した後、その株式等を換金し収入を得た場合」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この法人規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規程59号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。